
○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時26分）

◎会議時間の延長

○議長（藤井 要君） 皆さんに申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第12、議案第43号 令和2年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第43号 令和2年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（健康福祉課長 糸川成人君 説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（深澤 守君） これ、絶対あっては困るものなんですけど、もし、これ100万円以上超した場合に、100万以上、あるともう給付しないのか、もしくは特別なものを手当てして、100%支給していくのか。お答え願います。

○健康福祉課長（糸川成人君） こちらの方の2款の保険給付費につきましては、予算の流用ができる。その款の中の予算の流用ができるものとなっております。仮に100万円を超えた場合には、ほかの項から、流用して支出することが可能となります。

○6番（渡辺文彦君） これは、今日、審議した、議案35号の関連だと思うんですけども、そこでは、傷病手当金を町が一時的に支払うということになっているんですけど、そのお金は、事業所から徴収するっていうふうになっている訳ですよ。今の説明は、国からお金が来るといふ、話なんだけれども、それじゃあ、最終的に事業者から徴収したお金はまた国に返すって事ですか、これは・・・。

○健康福祉課長（糸川成人君） すいません。こちらの議案の39号でよろしいでしょうかね。
そちらの方での説明で、すいません。附則の第4条につきましては、こういう形で支給をするよと、第5条、第6条につきましては、国からそれが来た場合には、その分、会社から返還を求めますというような話になります。最終的に国から交付金をもらう場合にはですね、最終的な実績の精算によって、いただくような形になりますので、その分の会社から支給・・・戻ってくればですね、その分については、その精算・・・実績によって、国のほうと調整をするというような形になると・・・。

○6番（渡辺文彦君） もう一度、確認させてください。議案39号で出た、この議案は、事業者から徴収するっていうのは6条だけが、対象になるということですか、6条以外は対象にならないということですね。わかりました。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより、議案第43号 令和2年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。
よって本案は原案のとおり可決されました。

